

4月1日、市の組織機構の一部が変わりました

本年4月1日から、桜川市組織機構の一部を変更いたしました。

市では、厳しい財政状況の中、地方行政の高度化・専門化する課題に柔軟に対応できる組織づくりや業務執行体制に取り組んでおります。

このような状況下、職員数の削減に併せた組織の見直しの一環として、行政の効率性および市民サービスの低下を招かないことを基本として、

桜川市組織機構の一部を変更いたしました。
市民の皆様のご理解・ご協力を願います。

■ 問合せ／職員課 (☎ 58-5111・7513111代表)

庁舎別	変更前	変更後
大和庁舎	情報政策課(廃止) 監査・公平委員会 事務局	企画課・秘書広報課に 業務移管 総務課内に設置
真壁庁舎	農地整備課(廃止)	農林課に統合
岩瀬庁舎	変更はありません	

「もえるごみ指定袋」の色が変わります

半透明 ↓ 黄色

市民の皆様には、日頃よりごみの減量化および分別収集(リサイクル)にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、現在、各家庭でお使いになっている市指定の半透明の「もえるごみ専用袋」は、今後、黄色の専用袋(下写真左)へと変更してまいります。

現在の指定袋は店頭在庫がなくなり次第、順次黄色の袋に変更となります。

なお、価格については、従来と変わりません。また、現在の半透明の指定袋も、いままでどおりご利用いただけます。

■ 問合せ／環境対策課 (☎ 58-15111・7513111代表)



“隣同士の絆が大きな力を発揮”

県西11市町が災害時相互応援協定締結

2月19日、常総市役所で、県西地区11市町の「県西都市間災害時相互応援協定合同調印式」が行われました。

地震、竜巻、洪水などの大規模な自然災害発生時に対し、地域間の連携をもって住民避難などの迅速な初動体制の強化を図ろうと、相互応援協定を結びました。

協定を結んだ自治体は、古河市・結城市・下妻市・常総市・笠間市・筑西市・坂東市・桜川市の8市と、八千代町・五霞町・境町の3町。

協定は、支援する側の自治体が自主的判断で協力し経費負担もできるなど、被災した側の自治体に配慮した規定となっております。

項目には、食料・飲料水、生活必需品の提供、職員の派遣などのほか、笠間市の一部が東海第2原発から半径30km圏内に入ることから、原子力災害に伴う避難民の受け入れ施設の提供などが盛り込まれています。



県西都市間災害時相互応援協定に調印した11自治体の首長の皆さん